

神高産第148号
令和7年2月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

神石高原町長 入江 嘉則

| | |
|-------------------|--|
| 市町村名 (市町村コード) | 神石高原町 (34545) |
| 地域名 (地域内農業集落名) | 神石北地区 (見内、東山方、下郷、中郷、上郷、野上、本郷、塙、吉ヶ迫、仁後、田口間谷、野方、川平、中組、竹中、土生、板橋、野呂、水清、向組、神龍、双子城、北前、上組、市場、和田、天瀬、天神、江草、笹尾) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | 令和6年9月5日 (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現在の神石地区全体の人口に占める65歳以上の人囗は令和6年8月1日現在で55.6%となっており、高齢化が進み、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。

しかし、農地の所有者数が多く、所有する農地面積は狭く、高低差があるため基盤整備も難しく、団地化、集約化についても困難となっている。

分散する担い手の農地を集約化するとともに、畜産農家との耕畜連携の他、有機農業も盛んな地域であるため、有機農業の集約化・団地化の形成についても検討していく必要がある。

【地域の基礎的データ】

認定農業者: 10経営体(うち50歳代以下2人)、法人6経営体

主な作物: 水稲(WCS含む)、有機農産物、トマト

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を主要作物としつつ、有機農業の団地化、集約化を進める。

併せて耕畜連携を推進し、WCS、牧草の生産に取り組み、農業を担う者を含めて栽培方法を確立する。

地域内外の土地利用型の認定農業者はスマート農業の導入を進め、農作業の効率化を図る

認定新規就農者を受け入れ、さらに農業を担う者を募り、地域全体で利用する仕組みの整備を進める。

担い手として自作農家あるいは小規模の兼業農家も農業を担う者として位置づけ、日本型農業直接支払い制度を活用しつつ、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

| | |
|----------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積 | 293 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 293 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | — ha |

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。

担い手として自作農家あるいは小規模の兼業農家も農業を担う者として位置づけ、農地の計画的な集積、活用を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

貸付け希望農地を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際、農地中間管理機構コーディネータ、農業委員、農地利用最適化推進委員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

(3) 基盤整備事業への取組方針

必要に応じて基盤整備事業に取り組む。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、県、町、農業委員、農地利用最適化推進委員、JAが連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

神石高原町耕畜連携協議会を通じてWCSの共同刈取りなどを引き続き実施し作業の効率化を図る。
長期にわたり農地を耕作可能な状態に保つため、作業の一部を委託するなど、地域の担い手、神石高原農業公社(株)を活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

| | | | | | | | | | |
|-------------------------------------|-----------|-------------------------------------|-------------|-------------------------------------|---------|-------------------------------------|----------|--------------------------|------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | ①鳥獣被害防止対策 | <input checked="" type="checkbox"/> | ②有機・減農薬・減肥料 | <input checked="" type="checkbox"/> | ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> | ④畠地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> | ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> | ⑥燃料・資源作物等 | <input type="checkbox"/> | ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑧農業用施設 | <input checked="" type="checkbox"/> | ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> | ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

①必要に応じてtegos(一般社団法人広島県鳥獣対策等地域支援機構)を活用しながら鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりに取り組む。

②古川地区・永野地区においては、既に有機農業に取り組んでいるが、引き続き有機栽培の面積拡大に取り組む。

③スマート農業の導入を進め、農作業の効率化を図る。

⑧担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮の上、出荷・調製施設を整備し、農業用施設の集約化を進める。

⑨神石高原町耕畜連携協議会を通じてWCSを畜産農家に供給し、家畜排せつ由来堆肥は、堆肥センターを活用し、WCSの栽培や有機農業に取り組む生産者などに供給する。(②関連)